

令和7年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 10名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫
加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 2名

上村博文 太田桂子

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 宮本委員 中村委員

6. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意
解約について
- (5) 報告第2号 許可不要転用届について

事務局 只今から令和7年第1回農業委員会総会を開催いたします。本日は、上村委員、太田委員ご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 明けましておめでとうございます、令和7年の新年を迎えまして私たち農業委員、推進委員の任期の折り返しに入りました。旧年中は大変お世話になりました。今年は、イチジクの栽培を計画しています。また、今月29日は八代市で推進委員大会が開催されます。皆様大変お忙しいと

存じますが、ご協力、ご出席よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということ
でよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんをお願いします。只今より議案
審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお
願いし、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審
議をお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に
対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番に
ついて確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 記載事項のとおりでありました。特に問題ないと思われます。

境議長 補足説明があれば事務局よりお願い致します。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は議案書3枚目の位置図及びス
クリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は46年、
農機具を所有し、主たる作物は米、ピーマンになり、3条の要件は満た
しているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんの
ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認致します。次に、申請番
号2番と3番は関連しますので、あわせて確認委員の鎌賀委員より説明
をお願いします。

鎌賀委員 2番と3番は交換で、確認しましたところ何ら問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願い致します。

- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 2 番と 3 番は親族間の農地交換となっておりますのでまとめて説明します。地図は議案書 3 枚目の裏面及びスクリーンをご覧ください。申請番号 2 番について、申請地は自宅隣接地、農業年数は 10 年、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。申請番号 3 番について、申請地までの通作距離は約 800m、農機具を所有し、主たる作物は露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番、3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 2 番、3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。
- 宮本委員 渡人、受人は同年代ですが、受人には後継者がいるとのこと。ご審議よろしくお願い致します。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は議案書 4 枚目の位置図及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 2 分、農業年数は 53 年、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。申請地のうち 1 筆は筆界未定となっておりますが、閉鎖した以前の字図により場所を特定しています。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第1号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。
中村委員	記載事項のとおりでありました。ご審議よろしく申し上げます。
境議長	確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしく申し上げます。
事務局	申請番号1番について説明します。地図は議案書5枚目の裏面及びスクリーンをご覧ください。申請人は、築籠町で化学製品の製造等を行う法人です。工業用水埋設管の更生に伴い、更生材等の工事資材ヤード用地を探していたところ、申請地及びその隣地には工業用水の埋設管、ピットが敷設されており、工事用資材置場として利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、2か月間の一時転用な使用であること、農業振興地域整備計画の達成への支障がないことを確認しているため、例外的に転用が可能と思われます。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。
安田委員	向かい側の自動車整備店が駐車場として使用されます。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より申し上げます。

事務局	申請番号 2 番について説明します。地図は議案書 6 枚目及びスクリーンをご覧ください。申請人は、古保里町で自動車整備業等を営む法人です。駐車場及び車両置場が不足していたため、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地は会社に近い接しており利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m 以内に花園小学校、花園幼稚園があるため第 3 種農地と思われます。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 2 番について承認します。次に申請番号 3 番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。
安田委員	今回の申請でも農地としての機能は保全されていますので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 3 番について説明します。地図は議案書 6 枚目の裏面及びスクリーンをご覧ください。申請人は、長浜町でめだかの養殖業等を営む法人です。申請地には元々第三者所有のビニールハウスがあり、しばらく耕作されていなかったため、2023 年頃からめだかの養殖をされています。農地法の手続きが必要とは知らなかったとのことで始末書添付の案件です。昨年度、他のめだか養殖業者から農業委員会に連絡があり、今回の無断転用が発覚したため、所有者と事業者に指導し、今回の転用申請となりました。申請地は、農振農用地区域内の農地であるため、3 年間の一時転用となります。また、一時的な使用であれば農業振興地域整備計画の達成への支障がないことを確認しているため、例外的に転用が可能と思われます。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 一時転用期間は3か年となっているが、期間の延長は可能か。

事務局 農地の機能が保全され延長する理由が正当であれば延長も可能と思われます。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 記載事項のとおりでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は議案書7枚目及びスクリーンをご覧ください。申請人は、上綱田町の宗教法人です。彼岸や盆時期等参拝者が集中する日に駐車場が不足しているため、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地は本堂及び納骨堂と隣接し駐車場用地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、綱田支所からおおむね500mにあるため第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第2号について、4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第3号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書のページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利利用集積計画」について、農業

委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。1 番から 5 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。新規及び現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。6、7 番は、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の再設定となります。次のページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、全て田で 24,474 m²となっています。次のページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計です。今年が第 1 回となりますので左右同じとなっています。第 1 回総会時点での令和 7 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,560 m²、再設定が 16,757 m²、農業公社による利用権の再設定が 4,157 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 3 号について承認します。次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。議案書の次のページをご覧ください。解約件数は 4 件、総合計は 11 筆で 11,707 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 1 号について承認します。次に、報告第 2 号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。議案書最後のページをお開きください。番号 1

番について、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。地図は裏面です。鉄塔用地として取得するための転用になります。農地法施行規則第 53 条第 14 号において、「中継施設又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 2 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 あけましておめでとうございます。これをもちまして令和 7 年第 1 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 中村 英子 印